

平成 25 年 第 616 号

5
月

KOHO OWANI

おおわに
広報大鰐

SPA・SNOW・APPLE LAND OWANI

湯の郷・雪の郷・りんごの郷 おおわに

青森県
大鰐町
広報誌

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>



大鰐町消防出初式(平成25年3月24日)

「安全・安心・火の用心」

誰かが・・・
と
思う前に
一人ひとりが
気を引き締めて
火の用心



雪上グラウンド・ゴルフ記録会(平成25年3月3日)

Topics 話題

表彰式委員教育員



町教育委員会 表彰者表彰

平成24年度大鰐町教育委員会表彰式が3月22日、町中央公民館で行なわれ、成田信一郎教育委員長より受賞者に表彰状や記念品が贈られました。
小中学生が学校を通じて既に伝達済みの為、この日は高校生等が出席して行なわれまし

た。

木田専一教育長は、今後、さらなる上を目指して頑張つて欲しい」と、激励の言葉を贈りました。

受賞者は次の方々です。

退職事務職員表彰

【感謝状】

葛西 進 平成21年4月より平成25年3月 大鰐小学校総括事務主幹として4年間勤務文化活動表彰

【文化奨励賞】

原子源生 弘前南高大鰐校舎3年）第33回青森県高等学校総合文化祭俳句部門最優秀賞
スポーツ活動表彰

【スポーツ奨励賞】

三浦真晃 尾上総合高等学校1年）第62回青森県高等学校定期制通信制総合体育大会バドミントン競技団体第1位
川原田未田 弘前実業高等学校2年）平成24年度青森県高等学校新人柔道大会兼第35回全国高等学校柔道選手権大会青森県予選兼第34回全国高等学校柔道選手権大会東北地区大会青森県予選女子団体第1位

猪股知瑛 弘前実業高等学校3年）第65回青森県高等学校総合体育大会弓道女子団体第1位

原子知帆 弘前実業高等学校

3年）第65回青森県高等学校総合体育大会新体操女子団体第1位

山内 桂 弘前学院聖愛高等学校3年）第63回青森県高等学校ソフトボール春季大会第1位 第65回青森県高等学校総合体育大会ソフトボール競技第1位 第43回東北高等学校女子ソフトボール選手権大会第3位

大鰐町硬式テニス協会会長 成田幸正）第67回市町村対抗青森県民体育大会町村の部テニス競技団体第1位
小・中学校教育活動表彰

【学校文化賞・スポーツ賞】

大鰐小学校マーチングバンド部 第41回マーチングバンド・パトントワーリング東北大会優秀賞

大鰐小学校ソフトボール部 第4回ミスノカップ東日本小学生ソフトボール大会第3位
大鰐小学校スキーリレーチーム 第43回青森県小学生スキー大会女子リレー競技第1位
ほか

【善行賞】

成田留奈 大鰐中学校3年）
黒石警察署より人命救助で表彰
相馬稀莉 大鰐中学校3年）
黒石警察署より人命救助で表彰
菊池健太 大鰐中学校3年）
黒石警察署より人命救助で表彰

家族経営協定調 印式

当町で農業経営の石田直博・美保子さん(唐牛)夫妻による家族経営協定の調印式が3月21日、大鰐町役場で行なわれました。

この協定は、家族内ですっかりと目標を掲げながら、各々の役割分担などについて定めて農業経営に取り組んでいこうと実施されているものです。

石田さん夫妻は、「新しい農業経営を目指して」のスローガンのもと、3年間の5年後の目標や各自の役割報酬などを記した協定書に記名押印し、「目標に向かって、家族協力しあっています」と、抱負を語っていました。



協定書を手にする石田さんご夫妻

Town 町の

消防出初式

大鰐町消防出初式が3月24日
大鰐中学校などを会場に実施さ
れました。

手古奈通りで行なわれた分列
行進には、大鰐保育園幼年消防
クラブの園児達も参加、沿道に
集まった観衆から大きな拍手が
送られていました。

平成24年度の消防功労者等表
彰者は次の方々です。

平成24年度消防功労表彰者

【消防庁長官】

永年勤続功労章

本部団副分団長 山内高信

【青森県知事】

永年勤続功労章

第3分団分団長 原子貴良

第6分団分団長 山中一泰

第8分団分団長 水木久人

第10分団分団長 吹田繁樹

第14分団分団長 幸山 力

第1分団副分団長 小笠原一仁

第8分団副分団長 水木 工

第9分団副分団長 三浦隆彦

第10分団副分団長 吹田周治

第1分団部長 須藤鐵男

第8分団部長 高橋博行

第16分団部長 下山英樹

第8分団班長 阿部 満

第14分団班長 幸山勝弘

【日本消防協会長】

功績章

本部副団長 澁谷 茂

精績章

本部副団長 松岡文雄

本部副分団長 小野光一

勤続章

第1分団分団長 内海繁勝

第16分団分団長 浅利 力

【青森県消防協会長】

団表彰 大鰐町消防団

分団表彰 第16分団

功労章

第1分団分団長 内海繁勝

第16分団分団長 浅利 力

勤功章

第3分団分団長 原子貴良

第8分団分団長 水木久人

第11分団分団長 山谷広美

勤続章(25年)

第3分団分団長 原子貴良

第6分団分団長 山中一泰

第8分団分団長 水木久人

第8分団副分団長 水木 工

第8分団班長 高橋博行

第8分団班長 阿部 満

第9分団副分団長 三浦隆彦

第10分団副分団長 吹田周治

第14分団分団長 吹田周治

第16分団部長 下山英樹

勤続章(20年)

第2分団班長 菊池 隆

第2分団班長 藤田 透

第4分団副分団長 佐々木建司

第4分団班長 岩崎 光

第4分団班長 福田武志

第4分団団員 外崎 仁

第11分団分団長 山谷広美

第11分団副分団長 下山幸徳

第12分団副分団長 山口 薫

第13分団分団長 山田 満

第13分団副分団長 山田 進

第14分団団員 渡邊博美

第14分団団員 幸山浩純

第16分団班長 小田桐大

勤続章(15年)

第1分団団員 嶋谷繁雄

第2分団班長 佐藤和寿

第3分団部長 石郷 誠

第4分団団員 岸 貴久

第5分団団員 加賀谷総之

第7分団班長 神 武志

第10分団団員 吹田幸樹

第10分団団員 吹田憲和

第12分団団員 山口国博

第14分団団員 渡邊忠博

勤続章(10年)

第2分団団員 成田順克

第4分団団員 岸 富貴

第8分団団員 水木弘樹

第8分団団員 水木慎也

第8分団団員 柴田 学

第12分団団員 原田 晋

第12分団団員 山口信幸

第12分団団員 山口文瑠

第13分団団員 三浦 強

第14分団団員 幸山 俊

第15分団団員 三浦克也

第16分団団員 佐々木慎

功労章

第1分団分団長 内海繁勝

第16分団分団長 浅利 力

第16分団副分団長 佐々木鋼生

永年勤続功労章

第3分団分団長 原子貴良

第6分団分団長 山中一泰

第8分団分団長 水木久人

第8分団副分団長 水木 工

第8分団部長 高橋博行

第8分団班長 阿部 満

第9分団副分団長 三浦隆彦

第10分団副分団長 吹田周治

第14分団分団長 幸山 力

第16分団部長 下山英樹

優良団員

第1分団団員 常田恵悦

第2分団団員 水木 貢

第3分団団員 工藤健司

第4分団団員 原子慶隆

第5分団団員 原子知也

第6分団団員 木田一也

第7分団団員 木田潤也

第8分団団員 高橋淳一

第9分団団員 山内正幸

第10分団団員 吹田和彦

第11分団団員 山谷輝道

第12分団団員 山口伸幸

第13分団団員 松山 毅

第14分団団員 山中竜也

第15分団団員 澁谷佑也

第16分団団員 小田桐大

第17分団団員 白戸明美

感謝状

前本部団長 前田清勝

前第10分団分団長 吹田 満

前第12分団分団長 佐藤信一

前第13分団分団長 大湯隆裕

平成25年度全国統一防火標語

消すまでは 心の警報 ONのまま



危険物取扱者試験 と事前講習会

【危険物取扱者試験】

とき 平成25年6月15日・29日(両日受験可)

ところ 弘前東高等学校川先四丁目)

種類 甲種(受験資格有り)

／乙種(第1～6類)／丙種

乙種と丙種に受験資格はありません。

受験料 甲種5000円／

乙種3400円／丙種2700円

受付期間 平成25年5月7

日から5月16日

電子申請は5月4日から

5月13日

願書配布先 消防本部予防

課☎32 5104(か最寄り

の消防署または分署へ。

インターネットによる電

子申請は消防試験研究センター

ホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)から

なります。

【事前講習会】

とき 平成25年5月30日・31

日(2日間) 午前9時半～午

後4時半

ところ 弘前消防本部3階

大会議室

車での来場はできません

ので最寄りの駐車場をご利用下さい。

対象者 乙種第4類の受験

者(先着順100名)

受講料 4500円

(弘前地区消防防協会加入事

業所は2000円)

テキスト代 1400円

(テキストのみの購入は不可)

受付期間 平成25年5月7

日～5月24日(土日祝日除く)

午前8時半～午後5時まで

申込先 弘前地区消防事務

組合 消防本部予防課☎32

5104

危険物安全週間

6月2日～8日

『あなたこそ 無事故を担う

司令塔』を統一標語に全国一斉

に危険物安全週間が実施され

ます。近年、全国的に石油類な

どの危険物の取扱いにかかわ

る事故が増加傾向にあります。

これらの原因の多くは誤った

取扱いや、うっかりミスなど

の人的要因にあります。

危険物を取り扱うときは、も

う一度安全を確認しましょう。

また、消防本部では、危険物

安全週間にちなみ、危険物関係

事業所の消防訓練や立入検査

等を実施します。

問い合わせは

弘前地区消防事務組合 消防

本部予防課☎32 5104

山火事防止にご協力

【山の火事 もとは小さな火

種から】平成25年統一標語

毎年今の時期は、空気が乾燥

し林野火災が多発しています。

山火事はいったん発生する

とその消火は難しく、大規模な

火災に発展して地域社会に甚

大な影響を与えるだけでなく、

貴重な森林の回復には長い年

月と多くの労力を必要としま

す。

そこで、山火事の多くが、

ちょっとした火の取り扱いの

不注意により発生しているこ

とから、次のことを守るように

してください。

枯葉等のある火災が起こり

やすい場所ではたき火をしな

いこと。

たき火等火気の使用中はそ

の場を離れず、使用後は完全に

消火すること。

強風時及び乾燥時には、たき

火、火入れをしないこと。

火入れを行う際、許可を必ず

受けること。

たばこは、指定された場所で

喫煙し、吸いがらは必ず消すと

ともに、投げ捨てないこと。

火遊びはしないこと。

山火事防止にご協力下さ

い。



問い合わせは

弘前地区消防事務組合 消防

本部予防課☎32 5104



『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

山菜採りの遭難をなくそう
春になると各地の山々は、山菜採りの入山者で賑わいますが、毎年、遭難が後を絶たず、中には尊い命を失う場合もあります。

平成24年の山菜採りの遭難状況を見ると、発生件数31件(前年比 - 1件)、遭難者33人(前年比 ± 0人)、うち行方不明者1人を含む死者は6人(前年比 - 1人)となっております。

平成24年の山菜採り遭難の特徴
・毎年タケノコ採りの遭難が最も多い・・・

全体の約50パーセントがタケノコ採りでした。

・山菜採りの遭難は高齢者が大部分を占める・・・

65歳以上の方で、全体の約73パーセントを占めています。

・春の遭難は「道迷い」が圧倒的に多い・・・

全体の約76パーセントが「道迷い」となっています。

遭難防止のためのアドバイス

1. 山に出かける前に

・体調を確認する。

・できるだけ2人以上で出かける。

・家族などに行き先や帰宅予定時間を知らせる。

・天気予報を確認する。

・入山場所の地形を地図などで確認する。

2. 山に入るとき、山に入ったら
・集合場所の目印となる大木、木等にラジオを固定し活用するなど、目標物を定める。

・お互いに声を掛け合い位置を確認する。

・急斜面や崖など、危険な場所は避ける。

・集合時間を必ず守り、早めの下山を心がける。

・万一、迷ったら日没後は歩き回らず救助を待つ。

・ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しのよい場所でタオルなどを振って合図する。

警察官採用試験

『この正義、真剣勝負。』

青森県警察本部では、大学卒業(見込)者を対象に警察官Aの採用試験を行います。

試験日程、受験資格等は次の予定です。

受付期間・・・5月13日(月)～6月21日(金)

第一次試験・・・7月14日(日)、青森市

第一次試験合格発表・・・7月19日(金)

第二次試験・・・8月下旬、青森市
最終合格発表・・・9月上旬

【種類・受験資格】

警察官A・昭和56年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成26年3月31日までに

大学卒業見込みの者

受験手続き、その他の問い合わせ先 黒石警察署大鰐分庁舎
☎48 - 2241

高齢者講習の早期受講について

70歳以上の方が運転免許証を更新する場合は、あらかじめ高齢者講習の受講が必要となり、また、75歳以上の方は高齢者講習の前に講習予備検査があります。

高齢者講習は、県内の指定自動車教育所で行われておりますが、時期によっては教習所が大変混み合い、高齢者講習の予約が1ヶ月以上も先になることがあります。

高齢者講習が必要な方には、運転免許証の有効期限の約6ヶ月前に運転免許センターから「高齢者講習通知書」が発送されますので、通知書が届きましたら、記載されている教習所の中から希望の教習所を選んで早めに予約のうえ高齢者講習を受講してください。

なお、高齢者講習を終了すると「高齢者講習終了証明書」が交付されますが、免許証の更新手続きの際に必要となりますので紛失しないようお願いします。



黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成25年3月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		25年	前年比	25年	前年比
人身事故	発生件数	8	- 2	7	1
	死者	0	0	0	0
	傷者	10	- 6	9	3
物件事故		73	13	52	10

住民生活課だより

ご存知ですか公的年金制度

詳しくは
町役場 住民生活課 国民年金係
21111 内線 327

慎重に

学生納付特例の申請は忘れず
「学生納付特例制度」は、一般的に所得が少ない学生の方が在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。学生本人の前年所得が一定額以下の場合、承認を受けると、その期間中は将来の老齢基礎年金の資格期間に入り、万が一の障害や死亡などの場合に障害遺族基礎年金を受けることができます。

対象は、大学・大学院（短大、高等学校、高等専門学校、各種学校等）夜間制・定時制・通信制を含むに在学する20歳以上の学生です。
申請先は、市町村の国民年金担当窓口です。前年所得の確認が必要のため、申請は毎年必要です。

なお、毎年2月下旬までに在学予定期間を記入の上で学生納付特例の承認を受けられた方のうち、翌年度以降も引き続き在学予定である方には、3月下旬に日本年金機構より送付されるハガキ形式の申請書に必要最小限の記載をするだけで申請することができます。
老年基礎年金繰上げ請求は

老齢基礎年金は原則、65歳から受けられますが、希望により60歳以降でも繰り上げて受けられることができます。しかし、受給年齢によって一定割合で年金が減額され、65歳以降も減額された年金を一生受けることになり、繰上げ支給（繰上げ給付）。

また、繰上げ支給開始後は、65歳前に特別に支給される老齢厚生年金の支給が止まる。病气やケガで障害者になっても障害基礎年金を受けられない。万が一に夫が亡くなった時の寡婦年金を受けられないという点も起こります。

いったん繰上げ請求をしないと取り消すことはできませんので、繰上げ請求に関しては慎重にお考えください。

障害年金の事後重症について
「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに、政令で定める障害の程度の障害に該当し、かつ、65歳に達する日の

前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいいます。

「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行なうべき日であり、初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日又は、1年6ヶ月以内に治つた場合には治つた日その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むをいいます。

障害認定日に1級、3級の障害の状態になつた人が、その後その症状が悪化し65歳になるまでの間に1級、3級の障害の状態になつた場合、初診日に厚生年金の被保険者であつた人には障害厚生年金が支給され、1級、2級の障害の場合には障害基礎年金も支給されます。また、初診日に国民年金の被保険者であつた人が1級、2級に該当した場合には障害基礎年金が支給されます。なお、支給開始は本人の請求の翌月分からとなります。

詳しくは お近くの年金事務所までお問い合わせください。

住民生活課だより

人権擁護委員に福井佐和子氏



12月定例町議会において、人権擁護委員に推薦された福井佐和子氏（52歳、大鰐7A）が平成25年4月1日付けで、法務大臣より同委員に委嘱任期3年とされました。

福井佐和子氏は、12年程前に1年間人権擁護委員の経歴があり、また、当時から学習塾の経営に携わって来ました。そのことから、特に子ども達との関わりが深く、町の人権擁護委員として、子どもから地域住民の人権問題まで幅広く活動することが期待されております。

弘前南高等学校大鰐校舎へ感謝状が贈られる

弘前南高等学校大鰐校舎校長石戸谷繁が3月21日、同校のボランティア活動青森県ふるさとの水辺サポーター）に対して、青森県中津川地域民局局長田澤俊明より感謝状が贈られました。

同校では、平成19年より6年間にわたり、町中央公民館前の平川親水公園の清掃や鉢植えの花の管理など、河川愛護の意識高揚と河川環境の美化に協力したことに対して贈られたものです。

感謝状を胸に、杉沢徹教諭は「今まで、町の清掃活動に参加、貢献できて嬉しく思います」と語っていました。



感謝状が杉沢教諭（左）に手渡された

議案審議

第一回定例会



平成二十五年大鰐町議会第一回定例会が三月七日から三月十八日まで開かれ、平成二十五年当予算案をはじめ、条例の制定・一部改正案などが審議されました。

平成二十五年当予算
今回議決した案件のうち、平成二十五年の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ四十九億八百万円で前年度当予算に比べると、〇・七パーセント（三千七百万円）の減額となりました。

【歳入】
一般会計予算のうち、町税や使料及び手数料、諸収入など、国や県に頼らない自主財源が九億五千五百七十七万円で、歳入総額の十八・五パーセントにあたり、前年度当予算に比べ二・二億八千二百円の減額となりました。
一方、地方交付税や国庫・県支出金、町債などの依存財源は四十億二千四百五十三万三千円で歳入総額の八十一・五パーセントを占めています。

【歳出】

一般会計歳出予算を性質別に見ると、職員給与特別職給、議員報酬、共済負担金などの人件費が七億五千二百六十六万三千円、歳出全体の十五・三パーセント、長期債の返済などに充てられる公債費が十億五百六十一万二千円（歳出全体の二一・五パーセント）、国保・介護・下水道などの特別会計への繰出金が七億六千七百九万一千円、歳出全体の十五・六パーセント、道路や建物などを造ったり、災害復旧をしたりするため、投資的経費は二億一千六十五万一千円（歳出全体の四・三パーセント）になっています。

なお、次ページで新年度予算の概要について、図表で説明します。

また、各特別会計予算では、病院事業会計予算が収益的収入及び支出がともに九億一千十一万三千円、対前年比八百四十九万六千円減、資本的収入及び支出がともに四千四百十二万九千円、一千六百八十三万四千円減、国民健康保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十五億八千八百二十万九千円、七百七十八万一千円減、後期高齢者医療特別会計予算が歳入歳出それぞれ九千九百八十一万四千円、百三十六万四千円増、介護保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十四億五百万九千円（二千四百四十九万八千円増）、温泉事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ二千七百十三万一千円

（九十九万七千円増）、スキー場事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ六千五百六十三万四千円、二百五十一万七千円増、簡易水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ三百三十四万六千円、百六十一万九千円減、公共下水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ四億四千八百二十四万六千円（一千七百九十四万二千円増）、蔵館財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ一千二百二十九万七千円（六万九千円減）となりました。

平成二十四年度補正予算

平成二十四年度の最終の需要を見込み、また事務事業の確定等に伴い、それぞれ調整を加えたものです。

平成二十四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも三億四千四百五十九万三千円を追加し、五十五億七千九百四十一万一千円となりました。

主な補正は、国の一次補正に伴

い農林水産業費に農業基盤整備促進事業費八千九百六十八万円、土木費に社会資本整備総合交付金事業費一億二千五百三十三万三円を追加するとともに、減債基金積立金四千二百九十四万二千円、病院事業会計への補助金三千万円などを追加したものです。

これに対応する財源は、地方交付税八千九百六十八万八千円、国庫支出金一億二千七百八十五万七千円、県支出金四千六百八十三万

二千円、町債八千五百六十万円などを増額するなど、それぞれの事業に関連した歳入を調整しました。

その他、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしたものです。

また、各特別会計についても、平成二十四年度の最終需要を見込んで予算を補正したものです。

条例等の制定・一部改正

大鰐町養育医療費用徴収条例
大鰐町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例
大鰐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
大鰐町新型インフルエンザ等対策本部条例
大鰐町道路法施行条例

大鰐町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設に関する基準を定める条例
大鰐町都市公園法施行条例
大鰐町都市下水道条例
証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
大鰐町議会委員会条例の一部を改正する条例
大鰐町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例

大鰐町特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
大鰐町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
大鰐町手数料条例の一部を改正する条例
大鰐町介護保険条例の一部を改正する条例

大鰐町営土地改良事業の経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
大鰐町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
大鰐町下水道条例の一部を改正する条例

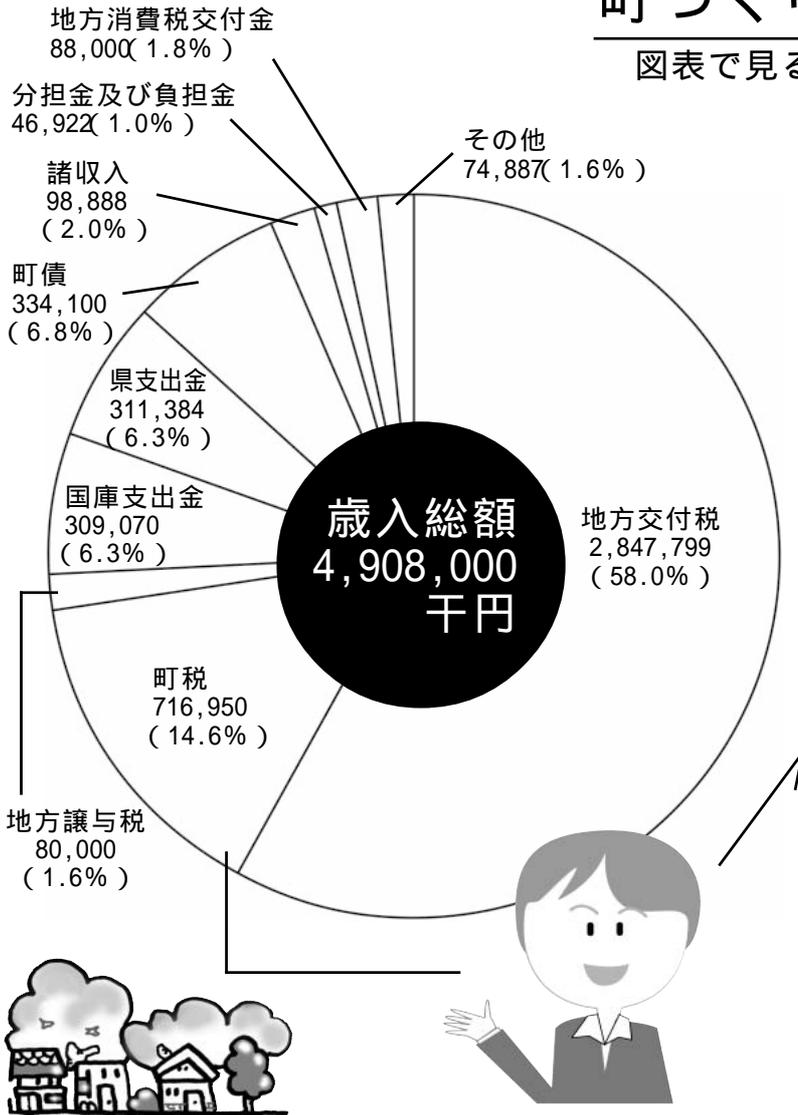
弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更について
その他
第5次大鰐町振興計画の策定について
大鰐町過疎地域自立促進計画の変更について
大鰐町個人情報保護審査会の委員の選任
委員の選任
（再任）秋元克司・中林裕雄・渡邊勝則（新任）藤本俊一・山田範正
大鰐町固定資産評価審査委員会の委員の選任
（新任）渡邊勝則
人権擁護委員の推薦
小山威光

総務課だより

平成25年度 対前年比で0.7%の減額

町づくりに49億8百万円

図表で見る一般会計

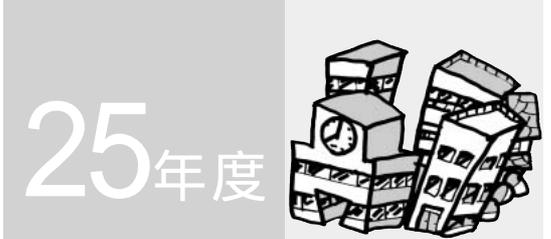


町税の内訳

歳入

(単位:千円)

町民税 236,726 (33.0%)	固定資産税 372,169 (51.9%)
軽自動車税 24,096 (3.4%)	町たばこ税 59,051 (8.2%)
特別土地保有税 2 (0.0%)	入湯税 9,309 (1.3%)
都市計画税 15,597 (2.2%)	

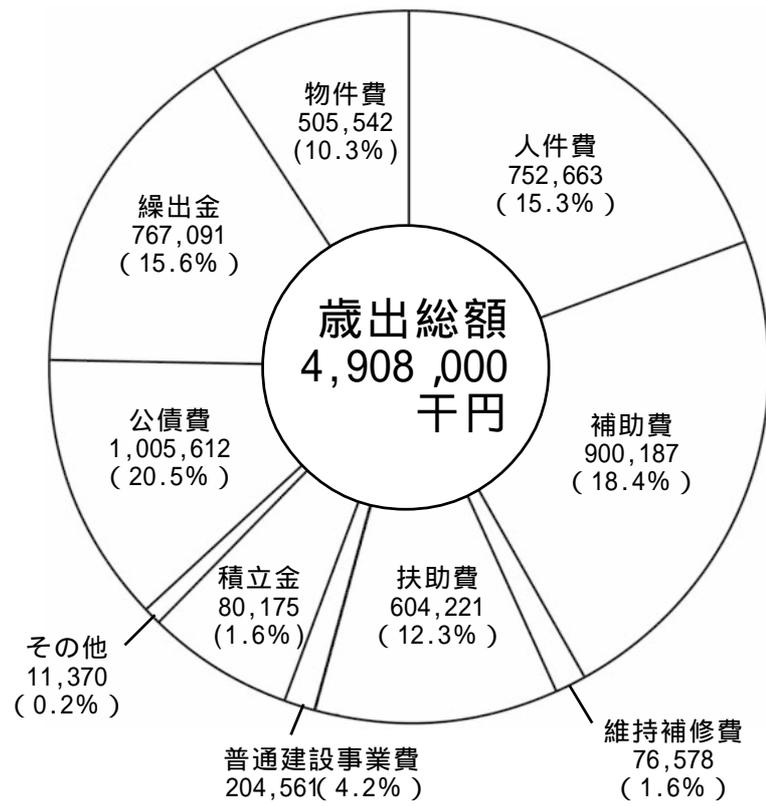


目的別の内訳

歳出

(単位:千円)

議会費 77,685 (1.6%)	総務費 791,942 (16.1%)	民生費 1,257,270 (25.6%)
衛生費 293,542 (6.0%)	農林水産業費 153,246 (3.1%)	商工費 60,964 (1.2%)
土木費 400,146 (8.2%)	消防費 191,993 (3.9%)	教育費 411,237 (8.4%)
公債費 1,005,612 (20.5%)	災害復旧費 6,090 (0.1%)	諸支出金 250,765 (5.1%)
		その他 7,508 (0.2%)



3月定例町議会

一般質問

町政ここが聞きたい

幸山	市雄	議員	山口	多喜二	議員
秋田	谷和	議員	福地	義輝	議員
秋元	芳江	議員	渡辺	久一郎	議員
中島	英臣	議員	内海	繁勝	議員

8名登壇

質問

豪雪対策の取組みは



幸山市雄 議員

問 一、除雪費の当初予算は、農林課、建設課併せて六千二百七十四万円。これまで専決処分を三回行っている。三月五日現在の除雪費はいくらか。

二、幹線農道の除雪の進捗状況は。

三、樹木被害、ハウス倒壊・全壊の実態と対策は。

四、高齢者世帯、独り暮らし高齢者、体の不自由な方々は、除雪は自力では限界があり、その対策と対応は。

五、高齢者の除雪作業中の事故が多い新潟県十日町市では高齢者宅の雪下ろしなどを支え合う集落に年十万円を補助している。この制度を設ける自治体が増えているが、町の考えは。

六、町の空き家は調査の結果二百一十一件とのこと。雪の重みで倒壊の危険、事故につながる恐れもあるが、その対策は。

七、隣接市町村は、農家へ融雪剤の助成をしている。町でも

やるべきではないか。

八、計画上一十七年度まで実施しない地区の融・流雪溝の整備を早急に実施してほしい。

九、豪雪に伴う国の除雪費支援は、弘前、黒石、平川、大鰐を含む津軽八市町村に九億三千七百円。町には六千三百万円交付されたが、期待した金額なのか。

答（町長） 一、町道除雪は一億四百八十五万二千円の予算額に対し、約七千四百六十五万二千円、農道除雪は、四百二十八万二千円の予算額に対し、百四十五万八千円の支出となっている。

二、三月五日現在で、八五％程度である。

三、現在のところ、大きな樹木被害及びハウス倒壊の被害は報告されていないが、今後、確認されれば状況を見極め、関係機関と連携しながら、苗木・資材及び減収分等に対して、農家支援を講じたい。

四、町は、一人暮らし高齢者で親戚や近所の助け合いも得られないような方には、ボランティアや地区の消防団に対応をお願いしている。

その内訳は、消防団三件、社会福祉協議会が中学生などの協力を得て行ったもの十件、社

協職員によるもの四件で、一人暮らし世帯一件、高齢者世帯十五件、障害者世帯一件対応した。有料での屋根の雪下ろしやシルバー人材センターの活用も有効な手段だと考えているので、この二つの方法を併せて対応するとともにボランティアの活動を広めていきたい。

五、集落への補助は、十日町市集落安心づくり事業のことだと思つが、この事業は、安否確認も兼ねていることから優れている面もあるが、人員の確保の面での問題も見受けられる。

今後、除雪機械等の貸し出し等と併せて検討していく。

六、積雪や暴風による倒壊のおそれがある空き家等は、近隣住民に対して安全・安心の観点から防災面の低下につながる。

現在は、危険空き家の通報に対し、所有者へ連絡を取り適正に管理するよう指導している。

今後の対策は、老朽化や高齢化等により、更に空き家の増加が見込まれるので、各関係部署で連絡を取りながら、当町に適した空き家対策を進めていきたい。

七、町は、昨年度と同様に、融雪剤の助成よりも要望の多い、農道除雪の早期実施を優先させ、豪雪対策を実施している。

八、財政健全化計画による建設

事業の抑制において他建設事業との調整により、平成二十六年に検討し、平成二十七年以降順次整備を進めたい。

九、災害とも言える豪雪で近年にない多額な除雪費で財政負担が懸念される中、総務省による大雪等に係る特別交付税の繰上げ交付対象団体として交付決定を受け、三月に交付されるべき特別交付税の一部の繰上げ交付を受けた。

質問

早瀬野地区に保管されたコンデンサーの処理は



山口多喜二 議員



問 虹貝、虹貝新田、宿川原地区から町に提出された要望書が県に提出されていないが、どのような経過なのか。

東日本大震災によって多くのコンデンサーを処理することになり、計画どおりの処理は難しいとの情報があるが、状況はどうか。

保管場所の選定で、早瀬野地区にコンデンサーを保管するという事に住民は危険を感じ、怒り心頭であったのではないか。

地域住民の安全安心、安住の地を形成するために、PCBがどこに浸透し、どこから出てくるのか。今後の施政を質したい。

答 (町長) 県は採石法による事務処理が終了し、要望書は受理できないとの回答であった。

国は、平成二十八年年度までに処分完了としていたが、東日本大震災等により、大量の処理を要する事態が発生したので、処理期限を平成三十八年度末まで延長した。

早瀬野地区と破産管財人の協議で、当時早瀬野区域内の保管を拒否したが、できるだけ早く撤去することで了承したと聞いている。

県から、今年二月二十一日にPCBが検出された周辺の土壌を保管事業者がドラム缶一本分を処分のため採取保管し、その下四箇所から採取した土壌を検査中であるとの情報があった。

結果次第では、さらにその周辺土壌を検査するという事なので、見守っていききたい。

質問

町による除排雪への不公平感へどう取組むか
蔵館財産区管理者として蔵館大湯会館改築への妙案はないか



秋田谷和文 議員

問 道幅が狭い、曲り角がきつい等の理由から除排雪の重機が進入しえない場所もある。こうした場所の住民から一つの不満が生まれてくる。重機の力の恩恵に浴し得る者と否なる者との不公平の問題である。

不満を持つ者は声を上げる。「我々も均しく担税力に応じ、税を負担しているではないか」と。確かに一理ある声であり、

無視しえない。

重機の進入が物理的に阻まれるのであるならば、少しでも住民の負担を軽減すべく、また不公平感を解消すべく、小回りの可能な機器の導入若しくは住民への貸与等の対策が求められるのではないか。

重機が入って行けないとの理由を錦の御旗に、拱手傍観を続けることは、もはや許されない。

答 (町長) 現在、町道認定している路線の中で除雪車が入れない路線は約二十路線。

今後は、少しでも住民の負担を軽くするため、町所有の小型除雪ロータリーの増設も検討し、各地区の団体等への貸し出しを考えていきたい。

問 町が知恵を出し、なんとかいい方法を見つけ、大湯会館改築を為し得ないものだろうか。蔵館地区には改築を求める声が、ほづほいとして起ってきている。

もとより、蔵館大湯会館は蔵館財産区の所有物であり、同財産区の名において改築されるべきものである。しかし、改築をなすだけの資力がな

い。一方、温泉地としての沿革、

町の代表的行事である丑湯祭との関係を考慮するとき、大湯会館の改築・存続を図りたいとの声には、大いに共感を覚える。管理者として、現時点の大湯会館への現状認識と改築に向けた今後の展望を示してほしい。

答 (町長) 蔵館大湯会館は蔵館財産区の所有であり、同財産区によって改築されるべきである。

財産区は、法律上特別地方公共団体であり、公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみその存在が認められている。故に制約があり、簡単に解決するものではない。

三月七日、蔵館財産区から蔵館大湯会館改築の要望書が提出された。町として重く受け止め、時間はかかるが、遺漏のないよう前向きに検討していきたい。

質問

む 空き家条例の制定を町職員給与の改善を求む



福地義輝 議員

問 一、現在、当町で空き家は何件あるのか。

二、持ち家に住んでいる高齢者のみの世帯は何件か。

三、今後の空き家条例化への対応を聞きたい。

答 (町長) 一、町内四十三地区のうち三月八日の時点で二百十五件。

二、七百九十件である。

三、本来、個人の財産である建物等は所有者が適正に管理するべきであり、責任と義務について所有者へ指導を進めるとともに、空き家の利活用も視野に入れながら、条例の制定へ向け対応していきたい。

問 町職員の給与は、県内市町村の中で最下位、全国市区町村では五番目に低い。段階的に改善できないか。

答 (町長) 財政健全化団体であることも考慮し、今後検討していきたい。

質問

は 生活保護制度への対応は
年金引下げの見解は
通学路の安全確保を
再生可能エネルギーに対する意向は



秋元芳江 議員

議会だより

問 一、現在の町の生活保護受給の人数と世帯数は。その内の一人世帯、特に高齢者の一人世帯はどのくらいあるか。

二、今冬のような豪雪の場合、屋根の雪下ろしにかかる経費は、申請すれば保護費として支給されることや生活必需品の冷蔵庫や洗濯機などの購入にも補助があることを生活保護世帯に知らせているか。

三、安倍政権は今でも十分とは言えない生活保護の生活扶助基準額を六・五%引下げようとしている。

現在の生活保護の国庫負担は七五%だが、本来は一〇〇%であるべきで財政困難な当町はもっと声を大にして国に要望すべきである。

四、生活保護基準の引下げは、利用している人たちの暮らしだけでなく、最低賃金や年金、就学援助、非課税世帯が課税世帯になる可能性など各種制度に影響が出ることは必至である。これをどのように考えているか。

答 (町長) 一、受給者は、三月一日時点で二百十九人世帯は百七十一世帯である。そのうち一人世帯は百二十八世帯、うち高齢者の一人世帯は九十七世帯である。

二、屋根の雪下ろしは、現に生活保護受給者から申請があり、中南福祉事務所と協議し実施している。

生活に必要な電化製品等は、ケースワーカーが必要の都度、生活保護受給者に教えているものと思う。

三、国への要望は、各市町村議会がこの趣旨の陳情を採択した結果、意見書の提出につながったもので、主に議会としての意思のように思う。

四、厚生労働省の通知で、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とするとしている。

問 国は二〇一三年十月に

一%、二〇一四年四月に一%、二〇一五年四月に〇・五%と段階的に年金の引下げをすと発表している。これ以上の引下げは死活問題である。これをどのように考えているか。

当町は生活保護の基準額が低いために、年金額が低くても

不足分を生活保護で補うこともできない。現在の町の年金受給者の実態は。

国民年金だけの方や厚生年金でも、保護基準より年金額が少ない方は不足分を生活保護で補うことができることを当事者に知らせているか。

低所得者のための福祉灯油を実施するところが増えてきているが、計画はあるか。

答 (町長) 年金の支給は、物価の変動に応じてスライドする。平成十一年度から十三年度までは物価が下落したが、支給額を据え置いている。

国は、物価の上昇を待ち、年金を下げていくに移してきたが、このままでは平成二十七年まで九・六兆円の過払いが生じることから、やむを得ない措置とされている。

平成二十四年三月末現在の国民年金受給者数は、四千五十三名となっている。

年金と保護基準は、生活保護の事務は福祉事務所で行っているため、積極的に保護基準以下の人に対して受給するように促してはいない。

福祉灯油は、以前実施したが、ここ数年は実施していない。今後の計画はないが社会情勢の変化で実施することも考えら

れる。

問 通学路の危険箇所調査で、現在検討中が八箇所あるが、現在までに進展はあったのか。

答 (教育長) 一箇所目は、鯛c o m e 前の踏切から、斎場の北山の十字路までの通りで、歩道設置を県に要望している。

二箇所目は、山健倉庫前の踏切の付近で、歩道や横断歩道の設置など検討している。

三箇所目は、湯の街通り線の成田カメラ店の付近で、徐行の標識申請をお願いしている。

四箇所目は、旧国道から蔵館保育所に入る丁字路で、横断歩道があるが、カーブの近くにあるため見通しが悪く、カーブから離れたところに移すことができないか、相談している。

五箇所目から七箇所目は、十九森から大平地区へ行く途中の町道石名坂線で、徐行の標識申請をお願いしている。

八箇所目は、長峰大平線で、街路灯設置の要望がある。新年度早々にも、地域の区会や建設課と設置に向けて協議していく予定。

蔵館小学校の、町道村岡古館線の一時停止の標識の設置は、自転車の児童生徒を学校側で

指導していくということである。

問 第五次町振興計画によると、資源循環型まちづくりの推進の項目に、地域再生可能エネルギーへの取り組みが載っている。

絵に書いたモチにならないよう積極的に取り組んでほしいが、意向は。

答 (町長) 中央公民館の駐車場ロードヒーティングと館内暖房に温泉水を利用し、非常に効果が出ていると報告があった。

平成二十五年度から三箇年で、太陽光発電を取り入れた事業を計画中で、モデル的な事業として、総事業費一億円、一〇〇%県から助成を受け実施する。



質問

国の二〇一二年度補正予算とLED照明導入の促進を
胃がん検診にピロリ菌の検査を導入すべき
学校の天井落下防止策
は



渡辺久一郎 議員

問 国の二〇一二年度補正予算が成立し、復興・防災を中心に地域経済の活性化・雇用創出のための地域の元氣臨時交付金をはじめ多くのメニューがある。

町が要望している事業及び今後の計画を示してほしい。

LED照明は昨年の十二月議会でも取り上げたが、町が管理する三百八十三灯の街灯をリース方式を含めて今後検討するとしていたがどうなったのか。

今回に限り小規模地方公共団体に對して、リースを活用したLED照明への更新計画の作成を専門業者等に外注するための経費を支援するとあるが、地元経済の活性化のために、この機会にLEDへの更新

をお願いしたい。

答 (町長) 補正予算の対象事業として、農林関係で早瀬野地区水路橋を含む四地区の水路等の整備費に八千九百六十万円、土木関係では、町道羽黒館線の擁壁補修工事と町内十一個所の道路補修等事業費として一億二千九百万円などを事業要望している。

その財源は、国庫補助金を一億三千六百八十四万八千円、町債八千七百二十万円、一般財源として十二万七千円を見込んでいる。

町が管理している街路灯などは、約三百八十灯だが、このほか各町内会・区会が管理している防犯灯があるため、まずその総数や位置、契約電力種別等を調査し、これら防犯灯等を含めて温室ガス排出削減、削減効果を算出しなければならぬ。

LED照明導入は、補助事業などの情報を収集して積極的に活用し実施したい。

問 胃がんを引き起こすとされる細菌「ヘリコバクター・ピロリ」が原因の感染胃炎の除菌療法に二月二十一日から健康保険が適用された。
胃炎段階から除菌すること

で胃がん予防につながると期待は大きい。当町でも医療費の増額に伴い国保税の値上げも余儀なくされた。予防医学の観点からも検診率の向上と内容の拡充が急務。
胃がん検診にピロリ菌検査を追加し、早期発見・除菌を行うことが肝要である。

答 (町長) 厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の胃がん検診でピロリ菌検査が認められていないこと、国立がんセンターの胃がん検診ガイドラインでは、ピロリ菌検査は、胃がんの死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、集団を対象とした検診として実施することは勧められないとしている。

このことから、町では、現在の胃エックス線検診が適切であると判断し、実施していきたい。

問 昨年九月に文部科学省から出された通知では、公立学校施設における屋内運動場等の天井について、平成二十五年中に学校設置者が責任を持つて総点検を完了させることになっている。
国の二〇一二年度の補正予

算は、各自自治体の耐震化に十分な額と聞いている。

この機会に国の補正予算を最大限活用し、平成二十五年以降に計画している耐震化等の事業を可能な限り前倒して実施すべきと考えるが見解は。

答 (教育長) 東日本大震災では、建物の崩壊のほか、天井等の落下による被害が大きかったというところで、従来の耐震診断だけではなく、天井等の落下防止のための総点検及び防止対策を実施し、総合的な防災体制整備を進めるよう文部科学省から通知があった。

教育委員会は、天井等の落下防止対策をどのように進めたいか検討している。平成二十五年中に総点検を実施し、二十六年度末までに学校の天井等の落下防止対策を実施していききたい。

凍結道路と落雪に對して
しているか
環太平洋経済連携協定 (TPP) への対抗策は



中島英臣 議員

問 凍結路面で停止できない危険な場所が数箇所あるが、把握しているか。

答 (町長) 凍結の場所や状況は、道路パトロール等により確認しており、危険箇所には融雪剤を散布している。
ロードヒーティングは、コスト面を考えると、融雪剤散布の回数を増やすなど道路状況を適宜観察し対応していきたい。
落雪に関する通報等があった場合は、所有者へ連絡を取り早めの対応に努めている。

問 TPPが導入されると特に悪影響を受けるのは農家だと思いが、何事も早く対応し、状況を見てから対処するのは、はたして、対抗するには農業ブランド戦略を実施して農業強化を図ることが必要だと思いが、どうか。

答 (町長) 今後のTPP交渉参加の状況を見極め、当町の農業強化のために県並びに農協等の関係機関と連携しながら

ら、速やかに対処していきたい。

蔵館大湯会館建替えの具体的な方策の検討を望む

除排雪対策は、スキー場への新たな投資より優先すべき

町民の生命財産を守る消防団に支援措置を

地元業者に対して、発注の機会を与えるべき
時の町長の町政運営の実態を住民に知らしめることの見解を



内海 繁勝 議員

問 蔵館大湯会館の建替えは本来であれば同財産区の負担で行うべきであるが、財産区の財務会計を見るまでもなく、財力は全然なく、望むべくもない。

国は、景気対策の一環として、平成二十四年度大型補正予算の中で大震災関連事業費とは別枠の政策として、暮らしの安心と地域の活性化対策におよそ三兆八千億円、さらに一般公共事業費に同じく三兆八千億円

を計上した。

国の要請を受けて地方が進める公共事業は、本来であれば地方自治体の負担が伴うのがこれまでの例であるが、今回に限って地方の負担分を国が特別交付税で全て肩代わりするということである。

現在、財政健全化団体で様々な制約が課せられている当町にとり、まさに渡りに舟であり、国の補正予算を前提にした公共事業計画並びに地域の活性化事業計画を立てるべきである。

その中に懸案である蔵館大湯会館を粗上りにのせてもらい、蔵館地域住民の要望を前向きに検討してほしい。

答 (町長) 蔵館大湯会館は蔵館財産区の所有であるので、同財産区によって改築されるべきものである。

財産区は法律上特別地方公共団体であり、公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ、その存在が認められているものである。

故に制約があり、短兵急に解決するものではないと考えている。

三月七日に蔵館財産区から蔵館大湯会館改築の要望書が提出された。

町として重く受け止め、時間がかかるが、遺漏のないよう弁護士とも相談しながら、前向きに検討していきたい。

問 今季も津軽一帯は記録的な豪雪に見舞われ、当初計上した除雪費用は既に底を突き、その額は一億円を超えているということ。

これほどの金員を投入しても、それでもなお多くの住民からは、様々な不満が出てきている。

新年度予算を見ると、スキー場の圧雪車の更新として、四千万二百二十万円を計上しているが、これは多くの町民、特に高齢者の方や女性の方々の意識と大きな乖離がある。

ただ、これまでとは違い、現在は縮小され、残されたスキー場に対する最低限の投資、これを全て否定するつもりはないが、町の財政状況に照らし、使えるものは今後とも使える限り使っていくべきである。

行政は住民の労苦に報いるのが本来の姿であり、行政に課せられている大きな役目である。

そうすると道路脇に残された大量の固く重い雪の後片付けに、毎朝悩まされている住民の負担を少しでも軽減すべく、

小型除雪機、小型ダンプや軽トラックなどを複数台備え、これを町内会など地域住民に貸し出すことを検討してほしい。

答 (町長) 今冬は、過去に記憶のない豪雪で、住民の多くは連日の雪片付けで心労も多かったと思う。

特に、市街地での除雪作業は、定期的な排雪を行っても、降雪量の多さに雪の押し場所が確保できず、道路幅員が一車線ぎりぎりとなった箇所も多々あり、狭い道路へは除雪車が入れず、住民の皆様へ大変不便をかけたと思う。

このような箇所での住民の除排雪作業の負担軽減のため、今後は小型除雪ロータリー等の貸し出しを検討し、町民の方や消防団及び町職員等で連携を図り、対処していきたい。

問 消防団の本来の役目とは、火災や災害などから、町民の生命財産を守るのが本分である。

しかし、当町の消防団員は、町民からの要望ということで、実際に種々雑多の業務を行い、一生懸命頑張っている。このことについて、認識を聞かせてほしい。

消防団員の任務そのものは、

場合によっては相当の危険性を伴うものであり、消防団員の誰も、時には自己犠牲もいとわず、献身的な自覚を持って、消防団員本来の責務を果たしているのは間違いない。

このことを念頭に置かれ、いささかなりとも町消防団に対する支援措置を検討してほしい。

答 (町長) 地域に密着し、消防防災面で幅広く活動され、その役割は極めて大きく、安全なまちづくりになくてはならない存在である。

これまで近隣市町村の階級別消防団員報酬並びに出動手当を調査しているため、見直しについて検討していきたい。

問 前町長の時には、都市下水道工事や大型箱物施設、水道企業団が発注する水道管工事、あるいは道路拡幅工事など、それなりに相当数の公共工事があったにもかかわらず、実態を見ると実はかなりの件数が町外の業者に発注されている。

このことによって折角の経済効果が、まったく町に生じることもなく、外に流れ出てしまった。

町の施工業者は長い経験と

技術やノウハウを持ち、有能な人材や機材を抱え、町づくりや地域の安全安心を構築する極めて重要な担い手であるといふべきで、まさしく町の財産であり、言い換えれば町の基盤産業である。

以前、私は議会で、町に本社のある施工業者に対して公共工事を発注せよ」と発言し、これが議決されており、町はこれまでにも増して町内の業者に対して発注の機会を与えるべきと思うが、見解を聞きたい。

答（町長） かねてより建設工事の発注には、町経済の活性化、町内業者の育成・振興及び地域雇用の促進を図る観点から町内業者への発注を優先してきた。

今後、町内業者が受注できる機会を増やすよう努めていきたい。

問 町長の行政運営や議会発言など公共的な事柄は、利害関係にある住民に対して知らしめることは、例えその内容が時の町長にとって甚だ都合が悪いものであっても、住民に対して広く周知すべきものであり、法律も認めている。

ただし、個人のプライバシーに関することは全く論外で、ど

のような内容であれ、これには極めて厳しい刑罰が課せられる。

例え公職にある町長であっても、町長個人の名誉は法律で厳格に保護されており、したがって真実の如何に関わらず、町長の個人情報暴露、プライバシーを害することなどは絶対に許されない。

しかし時の町長が行う行政運営にかかる公共公益上の情報自体、これが真実の限りにおいて、直接住民に知らしめることは、住民が真実を知り、これによって住民の意識を啓蒙することが、場合によって必要と考えるが、見解を聞きたい。

答（町長） 言論の自由、表現の自由、知る権利の問題等のごとで裁判をしていると理解している。

よって、厳正なる司法の場のことについて、発言は差し控えたい。

議会だよりは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しています。

なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

俳句の街づくり

平成24年度俳句箱「手古奈賞」決まる

大鰐温泉俳句の街づくり実行委員会会長山田年伸)による、平成24年度の俳句箱年間最優秀句「手古奈賞」が発表となりました。

大鰐梨々華 大鰐小三年	投句数年間
山谷雄聖 大鰐小二年	小・中学生の部 一、二二二句
成田茉美 長峰小五年	高校・一般の部 七四四句
中畑利人 蔵館小五年	合計 一、九五六句

【小・中学生の部】

ゆきだるまころがすほどに大きいよ
お日さまをいっぱい食べたミニトマト
ぎんせかいスキーですべって風になる
雪の上うさぎの足のスタンプだ

【高校・一般の部】

畑打ちの祖父の背中は大偉かな
高校の最後の夏がやってくる
稲を刈る音とおいが心地よい
学び舎と共に卒業ありがとう

佐藤歩実(弘前南高大鰐校舎三年)
尾張真子(弘前南高大鰐校舎三年)
石郷早紀(弘前南高大鰐校舎三年)
田中 舞(弘前南高大鰐校舎三年)

久吉ダム水道企業団だより

久吉ダム水道企業団からのお知らせ

上水道の開始、中止する場合は、予定日の4～5日くらい前までに久吉ダム水道企業団へ電話にてご連絡ください。

詳しくは 久吉ダム水道企業団 ☎ 48 2229 (営業時間/平日 8時15分から17時)

総務課だより

大鰐町情報公開・個人情報保護運用状況

大鰐町情報公開条例第25条及び個人情報保護条例第39条の規定に基づき、平成24年度の運用状況を公表します。

実施機関における請求件数、処理状況は次のとおりです。

情報公開運用状況

町長部局

【請求11件・開示11件】

個人情報保護運用状況

町長部局

【請求59件・開示59件】

平成25年度保育料については、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。



平成25年度大鰐町保育料徴収基準額表

(参考)国基準額

階層区分	児童の保護者の課税状況		保育料基準額(月額)						
			入所月初日の満年齢						
			0～2歳	保育料軽減対象児童	3歳以上	階層	0～2歳	3歳以上	
1階層	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	1階層	0円	0円	
2階層	前年分の所得税額が課税されない世帯	市町村民税非課税世帯	基準額	9,000円	3,000円	6,000円	2階層	9,000円	6,000円
3階層 a	前年分の所得税額が課税されない世帯で、前年度の市町村民税が次に該当する世帯	市町村民税課税世帯	基準額(均等割のみ)	15,000円	5,000円	13,000円	3階層	19,500円	16,500円
3階層 b			基準額(所得割あり)	17,000円	5,660円	15,000円			
4階層 a	前年分の所得税額課税世帯のうち、所得税額が次の区分に該当する世帯		所得税額が20,000円未満	22,000円	7,330円	19,000円	4階層	30,000円	27,000円
4階層 b			所得税額が20,000円以上40,000円未満	24,000円	8,000円	21,000円			
5階層 a			所得税額が40,000円以上71,500円未満	30,000円	24,830円	27,000円	5階層	44,500円	41,500円
5階層 b			所得税額が71,500円以上103,000円未満	32,000円	25,500円	29,000円			
6階層			所得税額が103,000円以上413,000円未満	40,000円	33,660円	34,000円	6階層	61,000円	58,000円
7階層			所得税額が413,000円以上734,000円未満	50,000円	43,330円	42,000円	7階層	80,000円	77,000円
8階層			所得税額が734,000円以上	65,000円	56,330円	58,500円	8階層	104,000円	101,000円

- 課税額は児童のお父さんとお母さんの課税額を合算した額になります。また、児童が祖父母等の扶養控除の対象になっている場合は祖父母等の課税額も合算します。
- 税制改革において、年少扶養控除等の廃止が行われましたが、保育料算定に影響が生じるため、扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、可能な限り影響を生じないように対応するものとします。
- 住宅取得控除がされている場合は、住宅取得控除される前の課税額を使用します。
- 同じ保育所(園)に兄弟で入所した場合は、妹、弟の保育料が基準額の半額になります。

- 多子軽減の拡大に伴い、幼稚園児の兄・姉も保育料の算定対象になり、保育料の軽減があります。
- 年齢は<入所年度初日現在>が基準になり、入所以降に誕生日を迎えても翌年3月まで変更になりません。
【例】年度途中、平成22年5月1日生の児童が8月1日入所する場合「2歳児」
- 「保育料軽減対象児童」・・・保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降の3歳未満児
2～4階層 0～2歳は基準額の1/3が保育料
5階層以上 0～2歳は国基準額の1/2に、保育料と国基準額の1/2の額の差額の1/3を加算した額が保育料。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線30(北山)

予防接種について

平成25年4月1日より子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの3つのワクチンが定期の予防接種(予防接種法に基づいて、市町村の責任において行う予防接種)になりました。

対象年齢であれば無料で接種できます。詳しくは下記までお問い合わせください。

新たに定期接種となったワクチンの接種と接種対象者について

種類	接種開始年齢等	接種回数
子宮頸がん予防ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から15歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性【小学6年生～高校1年生相当】 町では中学1年時に対象者の保護者に通知しています。	3回 (1回目接種から1ヶ月後または2ヶ月後に2回目、1回目接種から6ヶ月後に3回目)
ヒブワクチン (インフルエンザ菌b型)	2ヶ月齢以上7ヶ月齢未満	4回 (4～8週間(医師が必要と認めた場合は3週間)の間隔で3回、3回目の接種後7～13ヶ月の間に1回)
	7ヶ月齢以上1歳未満	3回 (4～8週間(医師が必要と認めた場合は3週間)の間隔で2回、2回目の接種後7～13ヶ月の間に1回。)
	1歳以上5歳未満	1回
小児肺炎球菌ワクチン	2ヶ月齢以上7ヶ月齢未満	4回 (27日以上の間隔で3回、2回目の接種後60日以上の間隔で、1歳になった後に1回)
	7ヶ月齢以上1歳未満	3回 (27日以上の間隔で2回、2回目の接種後60日以上の間隔で、1歳になった後に1回)
	1歳以上2歳未満	2回 (60日以上の間隔で接種)
	2歳以上5歳未満	1回

B C Gの予防接種の対象月齢・望ましい接種時期の変更について

結核予防のためのBCGワクチンの定期予防接種については、対象年齢が「生後6ヶ月未満まで」から「1歳未満まで」に拡大されました。標準的な接種期間は「生後5ヶ月～8ヶ月未満」となりましたのでご注意ください。

詳しくは 町役場保健福祉課健康推進係 ☎48 - 2111内線307・308

総務省だより

行政相談をご利用ください

総務省は、大鰐町の行政相談委員に小山威光氏を4月1日付けで新たに委嘱しました。

町民の皆さんが毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき、もっとも身近な相談相手になるのが同相談委員です。



行政相談委員
小山威光氏

苦情を直接申し出にくい
どこへ申し出たらよいかかわから
ない
苦情を申し出たがその措置に納得
できない
などの場合気軽に「ご利用ください」
相談方法は、口頭・電話・手紙のい
ずれでも結構です。また、相談内容につ
いては秘密を厳守しますので安心で
す。

7
1
相談連絡先 小山委員 ☎48 20

町職員の 人事異動

総務課だより

大鰐町職員に関する人事異動が次の通り発令となりました。
(平成25年4月1日付)

氏名/発令事由/現所属/備考
(出向、配置換えに伴い旧職は解かれたものとする)

課長級
工藤啓一/総務課長・大鰐町選挙管理委員会事務局局長併任/企画観光課長
前田克則/企画観光課長/農林課長・農業委員会事務局局長併任/津軽広域連合の事務を補助する職員の兼務
菊池範彦/農林課長・農業委員会事務局局長併任/総務課副参事
小田桐博文/総務課付久吉ダム水道企業団派遣/住民生活課副参事
櫻庭 強/住民生活課副参事/保健福祉課副参事/生活環境係長・年金係長事務取扱
須藤尚人/教育委員会学務生涯学習課長/教育委員会学

務生涯学習課長/全国入キ大会準備室長事務取扱
前田一裕/教育委員会学務生涯学習課副参事/教育委員会学務生涯学習課副参事/保健体育係長事務取扱
課長補佐級
三橋冬樹/総務課長補佐/総務課長補佐/消防防災係長事務取扱
山中光弘/企画観光課長補佐/企画観光課長補佐/公社ニセク経営再建対策係長事務取扱を解く
成田一喜/保健福祉課長補佐/保健福祉課長補佐/国保係長事務取扱
主幹・係長級
山口文博/総務課主幹/企画観光課主幹 福士 剛/企画観光課主幹/建設課主幹/企画係長 温泉係長事務取扱
木田昭人/農林課主幹/企画観光課主幹/農政係長事務取扱
横山正樹/建設課主幹/農林課農政係長 石郷弘子/建設課下水道係長/保健福祉課国保係長 太田勝久/教育委員会学務生涯学習課学務係長/教育委員会学務生涯学習課学務係長/全国入キ大会準備室係長兼務
主任主査級
今井洋子/税務課主任主査/税務課主査 野呂裕子/保

健福祉課主任主査/建設課主任主査
主査級
木田孝悦/総務課主査/税務課主査
主事級
三浦政宣/総務課付青森県実務研修/総務課主事 最上哲充/総務課付(後期高齢者医療広域連合派遣)/保健福祉課主事 原子慶隆/保健福祉課主事/総務課付/津軽広域連合派遣を解く
新採用
長尾嘉晃/総務課 水木真喜子/企画観光課 齋藤修一郎/税務課 小田原琴美/住民生活課 山下朋代/保健福祉課 水木雄士/建設課 小林徹喜/教育委員会学務生涯学習課
退職(平成25年3月31日付)
氏名/発令事項/現所属/備考
後藤秀生/定年退職/総務課長・大鰐町選挙管理委員会事務局局長併任
水木哲子/定年退職/住民生活課主任主査
白戸勝美/定年退職/教育委員会大鰐中学校業務員
對馬正彦/定年退職/町立大鰐病院汽かん技能員
長利正光/勸奨退職/教育委員会学務生涯学習課課長補佐

大鰐町商工会青年部だより

火の用心について

私たち、商工会青年部(部長虎谷誠二)では、毎年3月下旬の空気の乾燥した時期にあわせ商工会青年部員並びに町内の子供たちと共に、大鰐温泉駅から商店街・大円寺通り郵便局通りを練り歩きながら町民に、火の用心を呼びかけ火災発生のない町づくりを促しております。

この事業も定着し、今回は約40名の参加でした。全員の掛け声で、火の用心、マッチ一本火事のもとと、大きな掛け声で呼びかけ、火の用心の活動を行うことが出来ました。

来年度以降も、この活動を継続する予定です。そして、火災のない大鰐町であって欲しいと願います。

【大鰐町商工会青年部】



寒さにも負けず、元気に「火の用心」を呼び掛けました



行事予報



5月

天候等による日程の変更にご注意ください。

19日(日)	大鱈・大鱈第二・蔵館小学校運動会
25日(土)~ 6月2日(日)	第36回大鱈温泉つつじまつり(茶白山公園、開会式25日)
25日(土)	増田手古奈記念大鱈温泉俳句大会「吟行の部」(町中央公民館)
26日(日)	長峰小学校運動会
31日(金)	第3回大鱈温泉つつじまつりグラウンドゴルフ交歓大会(あじゃらグラウンドゴルフ場・開会式9時) 大鱈中学校運動会

6月

7日(金)	町小学校体育祭
8日(土)	万国ホラ吹き大会(石の塔登山・大鱈温泉駅午前8時出発/ホラ吹き大会・鱈come正午~)

第36回大鱈温泉つつじまつり



主催 大鱈温泉観光協会
 期間 平成25年5月25日(土)~6月2日(日)
 場所 県立自然公園「茶白山公園」

5月25日(土)	10時30分~ 開会式・テープカット	(茶白山公園頂上広場)
	引き続き 大鱈中学校吹奏楽部演奏	(茶白山公園頂上広場)
	12時30分~ 園遊会	(不二やホテル)
	13時~ 大鱈保育園和太鼓演奏	(茶白山公園中間広場)
	蔵館小学校キッズソーラン	(茶白山公園中間広場)
	14時~ 山中洋歌謡ショー	(茶白山公園中間広場)
5月26日(日)	12時~ 浅野保子歌謡ショー	(茶白山公園中間広場)
	13時~ 山川大介歌謡ショー	(茶白山公園中間広場)
6月1日(土)	11時~ 大鱈小学校マーチングバンド	(茶白山公園中間広場)
	13時~ おおわに文化幼稚園・あじゃら中央保育園鼓隊演奏	(茶白山公園中間広場)
	14時~ 山中洋歌謡ショー・下山昭義一座津軽三味線ショー	(茶白山公園中間広場)
6月2日(日)	12時~ 木村誠歌謡ショー	(茶白山公園中間広場)
	13時~ 高瀬まみ歌謡ショー	(茶白山公園中間広場)

車椅子ボランティア(土・日)もあります。

詳しくは 大鱈温泉観光協会(大鱈町役場企画観光課内 ☎48-2111内線232)

参加有料!!

第18回 万国ホラ吹き大会・石の塔へ行こう



ホラも吹かねば世の中つまらん

開催日 6月8日(土)

石の塔登山 … 大鱈温泉駅前より午前8時出発(バス)

ホラ吹き大会 … 会場「鱈come」正午から

イベント参加のお申し込みは下記まで

詳しくは 万国ホラ吹き大会実行委員会事務局(大鱈町役場企画観光課内 ☎48-2111内線232)

ております。

地域グループ、学校、町内会、婦人会などの会合などの機会に、お気軽にご連絡ください(講師料・交通費などは一切不要)。

【連絡先】 青森財務事務所 総務課 ☎017 - 722 - 1461

【受付】 土・日・祝日除く 8:30 ~ 17:00

【講演テーマ例】 我が国の財政の現状と今後のあり方、最近の経済情勢、金融犯罪被害にあわないために、中小企業等に対する金融円滑化、など

詳しくは 青森財務事務所 総務課 ☎017 - 722 - 1461

法務局なんでも相談所を開設

青森地方法務局弘前支局、弘前人権擁護委員協議会では、6月1日の「人権擁護委員の日」にちなんで、平成25年6月8日(土)に公証人、司法書士会、土地家屋調査士会の協力を受け「法務局なんでも相談所」を開設いたします。

時間は午前10時から午後4時まで、場所は青森地方法務局弘前支局となっております。

相談は無料、秘密は厳守いたしますので、土地や建物の登記や遺言に関する問題、供託・戸籍の問題、近隣・家庭・学校・職場の問題、子どもに関する悩みごとなど、また、どこに相談したらよいか分からない方などもお気軽にお越し下さい。

法務局職員、人権擁護委員、公証人、司法書士、土地家屋調査士が相談に応じます。

なお、会場にお越しの際は、城東循環100円バス(「弘前駅城東口」バス停で乗車し、「城東タウン

プラザ前」バス停で下車)のご利用が便利です。

詳しくは 弘前市大字早稲田三丁目1番地1 青森地方法務局弘前支局総務課 ☎26 - 1150

「ふるさと探訪バスツアー」開催のお知らせ

津軽広域連合では、津軽の魅力を再発見してもらうことを目的とし、今年も「ふるさと探訪バスツアー」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております! どんどんご応募ください!

開催日 平成25年7月6日(土)

集合時間 午前8時45分

出発時間 午前9時(午後5時頃終了予定)

集合場所 弘前市立観光館バスプール

訪問コース

【Aコース】 東和電機工業(藤崎町) ふるさとセンター(板柳町:見学・昼食) 瑞楽園(弘前市) 革秀寺(弘前市) 白神山地ビジターセンター(西目屋村)

【Bコース】 古懸山不動院国上寺(平川市) 茶臼山公園・俳句の小径(大鰐町) 津軽伝承工芸館(黒石市:昼食) 中世陶芸の郷津軽烏城焼(黒石市) 刀鍛冶作業場・第1田んぼアート(田舎館村)

訪問地によっては、坂道を散策する所もあります。

対象者 弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村内在住の方

募集人数 各コース40名 計80名 県外から転入された圏域在住の東日本大震災で被災された方のために、各コース10名

の優先枠を設定します。

参加費 1名につき2,000円(昼食代込) 直前のキャンセルは、後日請求しますので、十分ご注意ください。

応募方法 ハガキに参加希望のコース、参加する方の住所、氏名、年齢、電話番号を明記(1枚のはがきで2名まで応募可)

2名で申し込みの方は代表者の名前に をつけてください。

被災者である場合は、その旨をハガキにご記入ください。

応募締切 平成25年6月17日(月)必着 応募者多数の場合は抽選としますが、初参加となる方を優先します。 抽選結果は後日、当選者に当選通知をします。

申込み・お問い合わせは(日、祝日は除く)

〒036 - 8053 弘前市大字和泉二丁目1-1 フラワー観光株式会社「ふるさと探訪バスツアー」係 ☎26 - 2112 詳しくは津軽広域連合ホームページをご覧ください。

平成25年度労働保険年度更新の手続きについて

労働保険の年度更新(平成24年度確定保険料と平成25年度概算保険料の申告・納付手続きのことをいいます。)を行っていたく時期となりました。

平成25年度の申告・納付期間は、6月3日から7月10日までとなっておりますので、お早めにお近くの金融機関・郵便局等で手続きをお願いします。

詳しくは 青森労働局総務部労働保険徴収室 ☎017 - 734 - 4145

INFORMATION

おしらせ

平成25年度大鰐町職員採用試験の実施について

1. 募集人員

上級行政職・・・5名程度

初級行政職・・・3名程度

2. 受験資格

(1)次に該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者

【区分・資格】

上級行政職・・・昭和59年4月2日以降生まれの者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者及び平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの者並びに町長がこれらの者と同等の資格があると認める者

初級行政職・・・昭和61年4月2日以降生まれの者で、学校教育法による高等学校(以下「高校」という。)を卒業した者及び平成26年3月31日までに高校を卒業する見込みの者並びに町長がこれらの者と同等の資格があると認める者(大学を卒業した者又は卒業見込みの者を除く。)

(2)次のいずれかに該当する者は受験できません。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア.成年被後見人又は被保佐人

イ.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで

の者

ウ.大鰐町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日等

(1)第1次試験

試験期日・場所

上級行政職・・・平成25年7月28日(日)、青森市内の会場

初級行政職・・・平成25年9月22日(日)、青森市内の会場

試験科目(種目・出題数・内容)

・教養試験・・・40題2時間、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能。

・専門試験(上級行政職のみ)・・・40題2時間、政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係
・職場適応性検査・・・120題30分、公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向

(2)第2次試験 第1次試験合格者に詳細を通知します。

4. 受験申込手続

(1)次の書類を総務課へ提出してください。

受験申込書(総務課で配布又は町ホームページより印刷)

本人写真(カラー写真、縦4cm×横3cm程度)2枚

裏面に試験職種と氏名を必ず記入し、うち1枚は受験申込書の所定欄に貼付してください。

(2)受験申込用紙の請求及び申込先

〒038-0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

大鰐町役場総務課 職員採用試験係宛

(3)受験申込締切日等

締切日

上級行政職・・・平成25年6月14日(金)

初級行政職・・・平成25年8月8日(木)

受付時間 午前8時30分～午後5時

土・日曜日、祝日は受験申込書の配布、受付はできません。

郵送による申込みの場合は、各締切日までに到着したものに限り受付します。

5. 合格通知等 第1次試験、第2次試験の合格通知等は、後日郵送で連絡します。

6. 採用 平成26年4月1日付け条件附採用とし、6月ないし12月を良好な成績で遂行したときは正式採用とします。

7. 初任給 上級で163,590円程度、初級で133,095円程度です。

上記の額は、平成25年4月1日現在における町の政策による減額措置後のもので、採用時に変更されることがあります。

詳しくは 〒038-0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3 大鰐町役場総務課 職員採用試験係 ☎0172-48-2111内線112

東北財務局青森財務事務所からのお知らせ

東北財務局青森財務事務所では、ご希望のテーマに応じた講師の派遣による講演活動を行っ

ています。

また、法に基づき事業主に対する指導等も行っています。

詳しくは

青森労働局雇用均等室 〒030
- 8558 青森市新町2丁目4 - 25
青森合同庁舎 6階 ☎017 - 734 -
4211 FAX017 - 777 - 7696 青森
労働局ホームページ [http://
aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.
go.jp/](http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

軽自動車税の減免申請について

5月は軽自動車税の納期です。

次に掲げる軽自動車等は、軽自動車税の減免を受けられますので、申請期間内に減免の申請をしてください。

ただし、減免は1台に限ります。また、普通自動車税と重複しての減免は受けられませんので、ご注意ください。

1.身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な方(以下「障害者等」という。)が所有する軽自動車等

2.障害者等と生計を一にする方が運転する軽自動車等

3.障害者等を常時介護する方が運転する軽自動車等

申請先 町役場 税務課

申請期限 平成25年5月23日

(木)厳守

申請に必要なもの

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育(愛護)手帳、又は精神障害者保健福祉手帳

運転免許証

平成25年度軽自動車税納付通知書(5月1日に発送しています。)

印鑑

上記2、3に該当する方の場合
は身体障害者等との関係がわかるもの

納税組合に加入している方の納付通知書は、納税組合の会計へ渡しております。

障害の程度や軽自動車等の使用状況などにより、減免を受けられない場合があります。

申請期限を過ぎますと、減免が受けられませんので、ご注意ください。

詳しくは

町役場税務課 ☎48 - 2111内線414

平成25年春期「農作業従事者募集」について

組合員の高齢化や作業従事者(ヘルパー)の高齢化など農業経営を行う上で農作業従事者が減少して不足状況が慢性化しつつあります。

J Aつがる弘前では「農作業従事者無料職業紹介所」を通して農業に携われる有力な人材を「公募」により確保し、労働条件整備と安定した職場として提供する事を目指しています。

農作業従事期間 平成25年5月上旬から11月収穫終了まで(約7ヶ月間)

農作業従事内容(りんご作業に限ります) りんご摘花摘果・袋掛け・葉摘み作業・収穫作業など

農作業時間 原則午前8時から午後5時まで(途中休憩を含みます)

年齢制限など 年齢制限はありませんがりんご梯子を操り農作業に適している方

農作業賃金 時給654円以上

園地通勤方法 送迎は致しませ

るので通勤可能な方(別途通勤手当は考慮いたします)

採用方法など 面接の上選考して採用を決定いたします。

J Aつがる弘前 農作業従事者無料職業紹介所 許可番号 02 - ム - 030004号

詳しくは

J Aつがる弘前指導部指導課 ☎82 - 1053(佐藤・三上)まで

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃改正のお知らせ

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃が改正され、本年4月1日より効力が発生します。

改正のポイントは次のとおりです。

男子既製服「背広上衣」に係る工程「ベントまつり」について、金額単位を「1枚(10センチメートル)につき」から「1ヶ所(10センチメートル)につき」とし、工程「ベント止め」について、金額単位を「1枚につき」から「1ヶ所につき」とする。

婦人既製服「ワンピース」及び「スラックス」に係る工程「ボタン付け」規格「飾りボタン付け」について、金種単位を「2個につき」から「1個につき」とし、金額を7円とする。

工賃額については、男子既製服2品目11工程、婦人既製服5品目7工程において、それぞれ1円～2円引き上げる。

詳しくは

青森労働局労働基準部 ☎017 - 734 - 4114、FAX017 - 734 - 5821、青森労働局ホームページ[http://
aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.
go.jp/](http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

INFORMATION

おしらせ

5月 は 固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税1期、軽自動車税の納期です。

平成25年度婦人科検診・複合検診の申し込みはお済みですか

町では平成25年度婦人科検診・複合検診の申込みを受付けております。

申し込み期間に不在等の理由でまだ申し込みをされていない方は、お申し込みください。

また、検診の申し込みをされた方には問診票等を郵送しておりますが、まだ問診票等が届いていない方や、問診票が届いた方で日時の変更を希望される方は、ご連絡くださいますようお願いいたします。

詳しくは
町役場保健福祉課健康推進係
☎48 - 2111内線309

平成25年度固定資産税帳簿の縦覧は5月31日まで

町内にある土地にかかる固定資産税の納税者に土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格を記載)を、また家屋にかかる固定資産税の納税者には、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載)をお見せします。

縦覧帳簿には、町内の土地や家屋の価格が記載されており、自分

の土地や家屋の価格と比較することができます。

縦覧の際は、本人の確認ができるもの(運転免許証、納税通知書など)を、代理人は委任状を持参してください。

縦覧期間 4月1日(月)から5月31日(金)まで(ただし、土・日、祝祭日を除く。)

時間 午前8時30分から午後4時30分まで

縦覧場所 町役場税務課

詳しくは
町役場税務課資産税係 ☎48 - 2111内線417・418

「津軽の名人・達人バンク」をご存知ですか？

「津軽の名人・達人バンク」とは津軽地域の文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動などの生涯学習の振興に寄与するため、さまざまな分野において一芸に秀でてた人材を「津軽の名人・達人」として登録し、学校・施設・団体・サークル等で講師・指導者として利用してもらうものです。

「 を学びたいんだけど、教えてくれる人に心当たりがない...。」そんな時は、「津軽の名人・達人バンク」で探してみませんか？

利用方法は「名人・達人」は各市町村窓口、公共施設等に設置している登録者名簿か、津軽広域連合ホームページにてご覧になれます。希望や目的にあった「名人・達人」を見つけたら、利用者が直接連絡をとり、協力を依頼してください。指導・支援の詳細については、利用者と「名人・達人」とで話し合いのうえ、決定してください。

講師派遣事業を実施中

この事業は、当広域連合が授業・課外活動・行事・イベント等「津軽の名人・達人バンク」を利用する際に、講師派遣にかかる謝礼・交通費等を負担するものです。

平成25年度からは、派遣対象を拡充し、圏域内にある学校や児童施設、福祉施設等のほか、各種対象団体においても幅広く活用できるようになりました。

利用を希望される対象団体は、津軽広域連合ホームページから利用申込書のダウンロードができますので、必要事項を記入のうえ、広域連合まで郵送してください。

「名人・達人」として登録したい方は

地域のために自分の知識や特技を役立てたいとお考えの方なら誰でも「名人・達人」に登録することができます。資格・基準は一切ありません。

津軽広域連合ホームページから情報登録申込書のダウンロードができますので、必要事項を記入の上、広域連合までメールまたは郵送してください。

申込み・問い合わせは
〒036 - 1393 弘前市大字賀田一丁目1番地1 津軽広域連合「津軽の名人・達人バンク」係 ☎82 - 1201
URL/<http://tsugarukoiki.jp/>

子育て世代の皆さま、ご存知ですか育児・介護休業法

青森労働局雇用均等室では、育児・介護休業法について労働者と事業主との間にトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っ

1歳の誕生日

【地区・大鰐】
成田幸生・依子さんの子
と き
斗輝 ちゃん
(平成24年5月17日生まれ)



はじめまして、
ときです。
アンパンマンとつみ木が好きで、
つかまり立ちが得意です。
みなさんよろしくね。

戸籍の窓口

3月受付分



お誕生おめでとう
お子さん(父または母)地区名

- | | |
|----------------|----------------|
| 平田 侑(男・敏幸)八幡館 | 山内 正(67歳)大鰐7A |
| 藤田 凜(女・千恵)唐牛 | 小竹 幹雄(80歳)唐牛 |
| 柴田 心結(女・雅也)苦木 | 廣嶋 きみ丞(87歳)蔵館8 |
| 成田 一颯(男・裕哉)宿川原 | 山谷 八ツ(89歳)島田 |
| 水木 風希(男・康平)苦木 | 寺嶋 清一(93歳)蔵館2 |
| 石郷 清(67歳)長峰 | 佐々木 スワ(81歳)唐牛 |
| 山口 フミ(76歳)大鰐10 | 山口 秀勝(59歳)虹貝 |
| 山内 仁(62歳)蔵館4 | 山口 ユリ(80歳)蔵館5B |
| 工藤 タ又(75歳)大鰐7B | 山口 ユリ(80歳)蔵館5B |
| 銭谷 健治郎(75歳)唐牛 | 築館 キミ(79歳)蔵館5A |
| 木村 照榮(80歳)大鰐1 | 成田 金逸(59歳)森山 |
| | 藤田 壽一(91歳)蔵館1 |
| | 成田 くに(79歳)森山 |
| | 佐々木 ナリ(79歳)八幡館 |

おくやみもうします
亡くなった人(年齢)地区名

暮らしの情報 「素晴らしい作品」とおだてられ

「素晴らしい作品」とおだてられ
短歌掲載の次々勧誘

かつて文芸誌に掲載された自分の短歌を見たという出版業者から、雑誌に短歌を掲載しませんか」と電話があった。「あなたの素晴らしい作品で、ぜひ被災された方を励ましてください」といふなどと言われ、困った人のためになるならと思って承諾し、20万円の掲載料を支払った。すると次々に新たな掲載を勧められ、先生、是非お願いします」「チャリティですよ」と言われ、断りきれずに契約にのり込んでしまった。そのうち、他の業者からも同様の勧誘の電話がかかってくるようになり、その度に掲載を承諾し、結局約1千万円も払ってしまった。これ以上、勧誘されたくない。(80歳代女性)

ひとこと助言

短歌や俳句などの雑誌や新聞等への掲載を電話で勧誘されるトラブルの相談が、依然として寄せられています。自分の作品を褒められたり、

消費生活のご相談は
困ったときは、
消費者ホットライン
0570-064-370

社会のために役立つと言われたりして、嬉しく感じる気持ちなどにつけこんだ手口とも言えます。事例の他に、一度限りの契約のつもりだったのに複数回掲載する契約とされたり、解約を申し出ると、既に印刷したなどと言って解約を認められなかったりするケースもあります。執ように勧誘されても、不審な点がある場合はきっぱり断りましょう。一度契約すると次々に勧誘されることがあります。身近な人が日ごろから気を配ることも大切ですよ。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

青森県消費生活センター

- 青森県消費生活センター 3343
- 青森県消費生活センター 弘前相談室 364500
- 大鰐町役場企画観光課 消費生活相談窓口 2111

大鰐町の人口と世帯数

平成25年3月末日現在	
人口	10,987人
前月比	(-61)
男	5,064人
女	5,923人
世帯数	4,296世帯
前月比	(-2)